

# 山梨県森林土木事業補助金交付要綱

(平成三十年度改正)

山梨県森林環境部治山林道課

# 山梨県森林土木事業補助金交付要綱

山梨県森林土木事業補助金交付要綱を次のように定める。

(趣旨)

第一条 知事は、林業生産の基盤整備及び県土の保全を図るため、市町村又は森林組合等（以下「市町村等」という。）が行う森林土木事業に要する経費に対し、予算の範囲内で、補助金を交付するものとし、その交付に関しては、山梨県補助金等交付規則（昭和三十八年山梨県規則第二十五号・以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助金の交付の対象及び補助率)

第二条 補助金の交付の対象となる森林土木事業の範囲及び補助率は別表一に掲げるとおりとする。

(事業概要の承認)

第三条 この要綱の適用を受けて森林土木事業を実施しようとする市町村等は、あらかじめ事業概要承認申請書（第一号様式、

林道改良事業にあつては第二号様式）を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の申請書の提出があつたときは、内容を審査のうえ、その適否を当該申請者に通知するものとする。

(補助金の交付の申請)

第四条 前条2項の規定により承認を受けた市町村等は、知事が別に定める期日までに補助金交付申請書（第三号様式）を提出しなければならない。

(補助金の交付の条件)

第五条 規則第六条の規定による補助金交付の条件は、次のとおりとする。

一、補助事業の経費の配分又は、補助事業の内容について別表三に掲げる重要な変更をしようとする場合は、変更承認申請書（第四号様式）を知事に提出し、その承認を受けること。

二、補助事業により取得した施設については、善良なる維持管理にあたるとともに、その現況をあきらかにした林道台帳（第五号様式）又は治山台帳（第六号様式）を整備しておくこと。

三、補助事業により取得した施設の用途又は形式を変更しようとするときは、あらかじめ用途（形状）変更承認申請書（第七号様式）により、知事の承認を受けること。

四、補助事業に係る書類及び帳簿を整備し、当該事業の完了した日の属する年度の翌年度から十年間保管すること。

2 前項に定めるほか、補助金の交付の条件に関して必要な事項は、知事が別に定めるものとする。

（状況報告）

第六条 規則第十条に規定する状況報告は、次のとおりとする。

一、当該事業の工事に着手したときは、速やかに着手届（第八号様式）を提出すること。

二、当該事業の工事の内容を変更したときは、速やかに変更届（第九号様式）を提出すること。

三、当該事業の毎月の遂行状況について、進捗状況報告書（第十号様式）を翌月五日までに提出すること。

（完成検査）

第七条 知事は、検査委託申請（第十一号様式）があつたときは、工事の完成検査をすることができる。

（実績報告書）

第八条 規則第十二条に規定する実績報告書の様式は、第十二号様式とする。

（補助金の交付）

第九条 補助金は、額の確定のうえ交付するものとする。ただし、知事が必要と認めた場合は、概算払により交付することができる。

2 補助金の概算払を受けようとする者は、補助金概算払請求書（第十三号様式）を知事に提出しなければならない。  
（書類の提出）

第十条 規則及びこの要綱により知事に提出する書類は、所轄林務環境事務所に提出するものとする。

## 附 則

1. この要綱は平成三〇年度から適用する。
2. 昭和五十一年度制定
3. 昭和五十二年改正
4. 昭和五十三年改正
5. 昭和五十四年改正
6. 昭和五十五年改正
7. 昭和五十六年改正
8. 昭和五十七年改正
9. 昭和六十年改正
10. 昭和六十二年改正
11. 昭和六十三年改正
12. 平成二年度改正
13. 平成四年度改正
14. 平成九年度改正
15. 平成十年度改正

22	21	20	19	18	17	16
平成三十年度改正	平成二十三年度改正	平成十八年度改正	平成十四年度改正	平成十三年度改正	平成十二年度改正	平成十一年度改正

(別表一)

# 森林土木事業の範囲及び補助率

(林道事業)

事業名		区分				採択基準等	補助率
森林管理道開設事業		森林管理道	森林施業道	林業専用道	作業道との接続路	国庫補助事業の採択基準による。	<p>※補助率は国庫補助率及び県補助率の合計とする。国庫補助の対象額は、事業費（事務雑費、工事雑費、指導監督費を除いたものをいう。以下同じ）とし、県補助の対象額は、工事費（工事雑費を除いたものをいう。以下同じ。）とする。国庫補助率と県補助率の内訳は、別表二に掲げるとおりとする。</p> <p>事業費の60—100以内。（ただし、山村振興法（昭和四十年法第六十四号）に基づき、振興山村として指定された区域又は、過疎地域活性化法（平成二年法律第十五号）に基づき過疎地域として指定された区域の林道は、事業費の70—100以内。）</p> <p>事業費の60—100以内。 ただし、旧高密度林道網整備事業に採択されていた事業は、事業費の65—100以内。</p>
森林居住環境事業		林業施設用地整備 作業ポイント整備 森林管理道（開設・改良）	森林基幹道（開設・改良）			国庫補助事業の採択基準による。	<p>事業費の70—100以内。（ただし、山村振興法（昭和四十年法第六十四号）に基づき、振興山村として指定された区域又は、過疎地域活性化特別措置法（平成二年法律第十五号）に基づき過疎地域として指定された区域の林道は、事業費の75—100以内。） ただし、森林活用基盤整備単独の内開設のみの路線は57.5—100以内。</p> <p>事業費の70—100以内。（ただし、山村振興法（昭和四十年法第六十四号）に基づき、振興山村として指定された区域又は、過疎地域活性化特別措置法（平成二年法律第十五号）に基づき過疎地域として指定された区域の林道は、事業費の75—100以内。）</p>

(治山事業)

事業名	区分	採択基準等	補助率
<p>林地崩壊防止事業</p>		<p>市町村単位に、次のすべての条件を備えること。</p> <p>(一) 激甚災害により林地崩壊が発生し又は拡大したもの</p> <p>(二) 人家二戸以上又は、公共施設に直接被害を与えるおそれがあるもの</p> <p>(三) 一箇所の事業費が二百万円以上であること</p> <p>(四) 同一市町村でその事業費の合計額が三百万円以上または前年度の標準税収入の十%以上のもの</p>	<p>事業費の3—4以内</p>
<p>災害関連山地災害危険地区対策事業</p>		<p>山地災害危険地区で、次の各号の一に該当すること。</p> <p>ただし、一箇所の事業費が二百万円をこえ、その年の一月一日から十二月三十一日までの間に係る事業費が一市町村当たり四百万円以上であること。</p> <p>(一) 重要な災害復旧工事の遂行に特に先行して施行する必要のあるもの</p> <p>(二) 公共の利害に密接な関係を有し、民政安定上放置しがたいものであること</p>	<p>事業費の70—100以内</p> <p>ただし、人家に半壊以上の被害が発生している場合は75—100以内</p> <p>人家に半壊以上の被害があり、かつ、公共施設に関連する箇所については77.5—100以内</p>

<p>小規模治山 (流木等発生源対 策)事業</p>	<p>林地荒廃防止施設 災害復旧事業</p>
<p>(一)山地災害危険地区に存する集落(人家 5戸未満)に被害を与え、又は与える と認められるものであって、一箇所の 経費が三百万円以上のもの (二)その他、知事が必要と認めるもの</p>	<p>昭和二十五年法律第六十九号農林水産業 施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に 関する法律による</p>
<p>工事費(本工事費、測量試験費)の1-2以内</p>	<p>事業費の6.5-10</p>

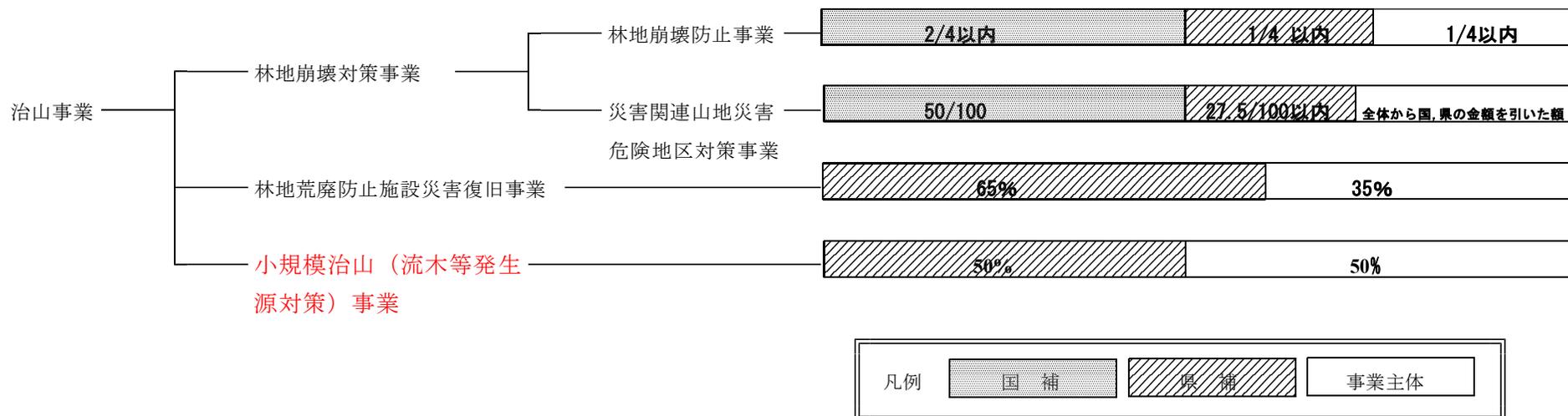
別表2 (1) 林道事業の体系・補助率表

林道事業	国庫補助対象事業	森林管理道開設事業	森林管理道 森林施業道 林業専用道	（）旧高密度林道網整備事業	一般	45.0%	15.0% (20.0%)	40.0% (35.0%)	
					山振過疎	50.0%	15.0% (20.0%)	35.0% (30.0%)	
			作業ポイント 作業道との接続路	（）旧高密度林道網整備事業	一般	45.0%	15.0% (20.0%)	40.0% (35.0%)	
					山振過疎	50.0%	15.0% (20.0%)	30.0%	
			森林居住環境整備事業	森林基幹道	一般	一般	50.0%	20.0%	30.0%
						山振過疎	55.0%	20.0%	25.0%
					森林活用基盤整備単独	一般	50.0%	7.5%	42.5%
						山振過疎	55.0%	7.5%	25.0%
				林業施設用地整備 作業ポイント整備 森林管理道	一般	50.0%	20.0%	30.0%	
					山振過疎	55.0%	20.0%	25.0%	
		集落基盤整備 公共施設基盤整備 1丁Uターン者用住宅基盤整備 自然エネルギー活用施設基盤整備 林道集落内防災安全施設整備 森林利用施設整備 滞在施設整備 施設環境整備		一般	50.0%	10.0%	40.0%		
				山振過疎	55.0%	10.0%	35.0%		
				融雪施設整備	50.0%		50.0%		
				林業集落内健康増進広場整備	50.0%		50.0%		
		林道改良事業	幹線	生活関連	50.0%	20.0%	30.0%		
				管理経営	50.0%	7.5%	42.5%		
			その他	生活関連	30.0%	30.0%	40.0%		
				管理経営	30.0%	20.0%	50.0%		
		林道舗装事業	幹線	50.0%	7.5%	42.5%			
			その他	10/30	3/30	17/30			
林道施設災害復旧事業	奥地幹線	65.0%以上		35.0%以下					
	その他	50.0%以上		50.0%以下					
小規模林道事業		30.0%		70.0%					

※以上のうち、県補助率が設定してある市町村営事業については、平成17年度以降に新規着工する場合は県補助率を一律0.5%とする。

凡例	国補	県補	事業主体
----	----	----	------

## (2) 治山事業補助体系図 改訂



(別表3)

## 重要な変更の範囲

(林道事業)

事業名	重要な変更
森林管理道開設事業 小規模林道開設事業	1. 施行路線の位置及び全幅員の変更 2. 施行延長の30%を超える減少又はその事業費単価の30%を超える増加
林道改良事業 小規模林道事業(林道改良)	1. 施行位置、構造又は全幅員の変更 2. 施行箇所ごとの施工延長の30%を超える減少
林道舗装事業 小規模林道事業(林道舗装)	施行延長の30%を超える減少又は事業費単価の30%を超える増加
林道施設災害復旧事業 林道災害関連事業	1. 施行箇所ごとの事業費の変更 2. 施行延長の変更 3. 施行箇所ごとの工種、構造、規格の変更
森林居住環境整備事業	1. 事業主体の変更 2. 路線又は施設の 신설又は廃止 3. 総事業費の30パーセントを越える増減 4. 事業期間の変更 5. 林道整備、集落林道整備、アクセス林道整備又はふれあい林道整備(開設又は舗装)ごとにおける施行延長の30%を越える減少

( 治 山 事 業 )

事 業 名	重 要 な 変 更
林 地 崩 壊 防 止 事 業	工 種 の 新 設 又 は 廃 止
災 害 関 連 山 地 災 害 危 険 地 区 対 策 事 業	"
林 地 荒 廃 防 止 施 設 災 害 復 旧 事 業	"
小 規 模 治 山 ( 流 木 等 発 生 源 対 策 ) 事 業	"

( 第 1 号 様 式 )

番 号  
年 月 日

山 梨 県 知 事 殿

事 業 主 体 名 ⑩

## 事 業 概 要 承 認 申 請 書

年 度 に お い て 別 添 事 業 概 要 書 の と お り 事 業 を 実 施 し た い の で 承 認 さ れ た く 山 梨 県 森 林 土 木 事 業 補 助 金 交 付 要 綱 第 3 条 第 1 項 の 規 定 に よ り 申 請 し ま す 。

記

( 1 ) 事 業 名

事 業

( 2 ) 路 線 名

( 3 ) 計 画 箇 所

市  
郡

町  
字  
村

地 内

# 事業概要書

主なる工種及び数量	
事業施行期間	
概算事業費	
主要保全対象又は利用 区域内の森林面積・蓄積	
備考	

(注) 林道事業については、主なる工種及び数量欄には巾員及び延長を記入する。  
治山事業については、保全対象の略図及び写真を添付すること。



# 事業概要書

開設年度及び構造	開設年度	年度	延長	m	幅員	m
区域内の森林面積 及び蓄積	面積	針葉樹	h a	蓄積	針葉樹	m <sup>3</sup>
		広葉樹	h a		広葉樹	m <sup>3</sup>
		計	h a		計	m <sup>3</sup>
林道改良事業の種類	<p style="text-align: center;">             1. 橋りょう改良                      2. 局部改良                      3. 雪害防止              4. ずい道改良                      5. 幅員拡張                      6. 法面保全              7. 山火事防止           </p>					
主なる工種及び数量						
事業施行期間	自：                      年                      月                      日 至：                      年                      月                      日					
概算事業費	円					
備考						

( 第 3 号 様 式 )

番 号  
年 月 日

山 梨 県 知 事 殿

事 業 主 体 名 ⑩

## 補 助 金 交 付 申 請 書

年 月 日 付 け 第 号 事 業 概 要 承 認 及 び 補 助 金 内 示 の あ っ た 事 業 に つ い て 下 記 の と お り 実 施 し た い  
の で 補 助 金 円 を 交 付 さ れ た く 関 係 書 類 を 添 え て 申 請 し ま す 。

記

( 1 ) 事 業 名

事 業

( 2 ) 路 線 名

( 3 ) 施 行 地

市  
郡

町  
字  
村

地 内

# 事業計画書

事業名	
施行地	市 町 字 地内 郡 村
事業の内容	
施行期間	自 年 月 日 至 年 月 日
事業費	
補助金申請額	
市町村負担額	

# 収 支 予 算 額

歳 入

科 目	金 額 ( 円 )	算 出 の 基 礎
県 補 助 金		
一 般 財 源		
起 債		
寄 付 金		
そ の 他		
歳 入 の 合 計		

歳 出

科 目	金 額 ( 円 )	経 費 の 内 訳

議 決 年 月 日

年 月 日

又 は 議 決 見 込 み 年 月 日

# 実 施 計 画 書

## 事 業 設 計 書

(注) 県で定める設計書作成要領による設計書とする。

(第4号様式)

番 年 月 日 号

山梨県知事 殿

事業主体名 ⑩

## 変 更 承 認 申 請 書

年 月 日 付 け 第 号 で 補 助 金 交 付 決 定 の あ っ た  
市 町 字 地 内 の 事 業 に つ い て 下 記 の と お り 変 更 し た い の で 承 認  
郡 村  
されたく関係書類を添えて申請します。

記

(1) 変更理由

(注) 変更設計図書を添付すること。

( 第 4 号 様 式 )

番 年 月 号 日

山 梨 県 知 事 殿

事 業 主 体 名 ⑩

## 変 更 承 認 申 請 書

年 月 日 付 け 第 号 で 補 助 金 交 付 決 定 の あ っ た  
市 町 字 地 内 の 事 業 に つ い て 下 記 の と お り 変 更 し た い の で 承 認  
郡 村  
さ れ た く 関 係 書 類 を 添 え て 申 請 し ま す 。

記

( 1 ) 変 更 理 由

( 注 ) 変 更 設 計 図 書 を 添 付 す る こ と 。







索引番号

治 山 台 帳

図 書 等

【 構造図・平面図 】

【 完成写真 】



(第7号様式)

番  
年 月 日  
号

山梨県知事 殿

事業主体名 ㊟

# 林道 の転用（用途変更）等の承認申請書 治山施設

年 月 日付 第 号で交付決定のあった 事業補助金により施工した林道又は  
治山施設（林道の利用区域内の林地）を下記のとおり転用（用途変更）したいので書類を添えて申請します。

記

- (1) 位置図 ----- 5万分の一
- (2) 転用（用途変更）の内容及び理由
- (3) 利用区域図 ----- 5千分の一
- (4) 転用（用途変更）の実態調査 ----- 別表のとおり
- (5) 利用区域見取図（コピー用原紙でB4版とする。）

（注）治山施設の場合は(1)・(2)とする。

### 転用（用途変更）実態調書

路 線 名		位 置				維 持 管 理 主 体																
経 過 又 は 現 況	利 用 区 域	区 分	面 積	蓄 積	摘 要	開 設 施 行 年 度	年 度 以 前	年 度	年 度	年 度	年 度	年 度	年 度	年 度	年 度	計						
		民 有 林	ha	・		開 設 区 分																
		( 部 分 林 ) 国 有 林				補 助 率																
		官 行 造 林				幅 員	m											m				
	計				延 長	m											m					
林 業 効 果 指 数 利 用 区 域 の 利 用 区 分	生 産 指 数	育 林 指 数	計		事 業 費	千 円											千 円					
					補 助 金	円											円					
	利 用 区 域 の 利 用 区 分	ha	ha	ha	事 業 施 行 主 体																	
転 用 （ 用 途 変 更 ） の 状 況	区 分	林 道 の 転 用 用 途 変 更 の 内 容				開 設 施 行 年 度	年 度 以 前	年 度	年 度	年 度	年 度	年 度	年 度	年 度	年 度	年 度	計					
	利 用 区 域 面 積					ha	転 用 ( 用 途 変 更 ) の 延 長	m													m	
	利 用 区 域 内 の 林 地 転 用 面 積					ha	転 用 ・ 用 途 変 更 の 別															
	転 用 面 積 率					%	転 用 ( 用 途 変 更 )	年 月 日														
	( 算 出 基 礎 )						林 道 残 延 長	m													m	
	転 用 年 月 日 ( 用 途 変 更 )					年 月 日	転 用 ( 用 途 変 更 ) の 対 象 事 業 費	千 円														千 円
	利 用 区 域 内 の 林 地 残 面 積					ha	同 上	円														円
	補 助 金 の 返 還 又 は 返 還 予 定 が あ る 場 合 の 補 助 金 返 還 額					開 設 施 行 延 長	事 業 費	補 助 金 総 額	返 還 対 象 延 長	転 用 ( 用 途 変 更 ) の 対 象 事 業 費	補 助 金 返 還 額	摘 要										
	m	千 円	円	m	千 円	円																
算 出 基 礎																						

(第8号様式)

番 号  
年 月 日

山梨県知事 殿

事業主体名 ㊟

# 着 手 届

年度 市 町 字 地内の 事業は  
郡 村

年 月 日から着手しました。なお、この事業は請負に付しましたので別紙のとおり請負契約書の写しを添付します。

(第9号様式)

番  
年 月 日  
号

山梨県知事 殿

事業主体名 ㊦

## 変 更 届

年 月 日付け、 第 号で補助金交付決定のあった 市 町 地内の  
郡 村

事業について、 年 月 日変更契約したので、山梨県森林土木事業補助金交付要綱第六条第二号の規定により届けます。

(添付書類、工事請負契約書の写し及び変更設計図書)



(第11号様式)

番 号  
年 月 日

山梨県知事 殿

事業主体名 ㊦

## 検 査 委 託 申 請 書

年度 市 町 地内の 事業は、 年 月 日  
群 村

完成したので、

理由により、山梨県森林土木事業

補助金交付要綱第七条の規定により申請します。

(注) 工事完成届けの写し及び完成写真を添付すること。

(第12号様式)

番 号  
年 月 日

山梨県知事 殿

事業主体名 ㊤

## 実績報告書

年 月 日付け第 号で補助金交付の決定のあった事業について別紙のとおり実施したのでその実績を報告します。

記

- (1) 事業名
- (2) 路線名
- (3) 施行地
- (4) 補助金内訳

事業

市郡

町村字

地内

交付決定額	¥	_____
既受領額	¥	_____
未受領額	¥	_____

# 収 支 精 算 書

歳 入

科 目	予 算 額 ( 円 )	決 算 額 ( 円 )	差 引 増 減 額 ( 円 )	備 考
県 補 助 金				
一 般 財 源				
起 債				
寄 附 金				
そ の 他				
計				

歳 出

科 目	予 算 額 ( 円 )	決 算 額 ( 円 )	差 引 増 減 額 ( 円 )	備 考
歳 出 合 計				

(注) 完成写真、工事完成届及び検査調書の写しを添付すること。

(第13号様式)

番 号  
年 月 日

山梨県知事 殿

補助事業者 ㊦

## 概算払請求書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった 補助  
金について、次のとおり概算払いの請求をいたします。

記

1. 概算払い請求額 ¥

2. 内 訳

補助金交付 決定額 ①	既概算交付 額 ②	差 引 額 ① - ② = ③	今回概算請 求 額 ④	備 考

3. 概算払い請求の理由

4. 支払いの方法

- (1) 現 金 指定金融機関名 \_\_\_\_\_
- (2) 口座振替 振替先銀行名 \_\_\_\_\_ 預金種別 (当座・普通)
- 口座名 \_\_\_\_\_ No. \_\_\_\_\_